

平成30年度第2回

小金井市介護保険運営協議会（全体会）

会議録

と き 平成30年11月1日（木）

ところ 小金井市商工会館 3階 萌え木ホール

## 平成30年度第2回小金井市介護保険運営協議会会議録

日 時 平成30年11月1日(木)

場 所 小金井市商工会館 3階 萌え木ホール

出席者 <委員>

井上 雅夫	新井 信基	益田 智史
小木曾 美弥子	伊藤 祐彦	桶本 春雄
鈴木 治実	森田 和道	佐野 二郎
齋藤 寛和	橋詰 雅志	大西 義雄
亘理 千鶴子	清水 洋	村上 邦仁子
市川 一宏	酒井 利高	

<保険者>

副 市 長	小泉 雅裕
福祉保健部長	中谷 行男
介護福祉課長	高橋 正恵
高齢福祉担当課長	鈴木 茂哉
介護保険係長	宮奈 勝昭
高齢福祉係長	笹栗 秀亮
認定係長	中元 孝一

欠席者 <委員>

平野 武 横須賀 康子 玉川 弘美

傍聴者 0名

議 題 (1) 第7期介護保険・高齢者保健福祉総合事業計画について(報告)  
(2) 介護保険事業の現状について(報告)

開 会 10時00分

(介護保険係長) それでは、開会に先立ちまして、事務局より4点ほど事務連絡をさせていただきます。

まず1点目でございます。欠席委員の関係でございます。本日、平野委員、横須賀委員、玉川委員から欠席の連絡をいただいております。そのほか、森田委員より15分程度遅れるということでご連絡をいただいております。この場でご報告させていただきます。

続きまして、2点目でございます。会議の傍聴の関係でございます。介護保険運営協議会規則第11条によりまして、「協議会及び委員会は、公開とする。」とされてございます。この規定に基づきまして、傍聴席を後ろのほうにご用意させていただいております。あらかじめご容赦ください。今後、運営協議会の会議につきましては、原則、傍聴席を用意させていただきますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、3点目でございます。発言に際しましては、ご面倒をおかけしますけれども、ご自身のお名前をおっしゃってからご発言いただきますように、よろしくお願いいたします。

それから最後、4点目でございます。皆様の机の上にクリアファイルを置かせていただきました。市内地図のイラストが書いてあるものでございまして、こちらは、10月1日に小金井市市制施行60周年を迎えまして、今年さまざまな事業が展開されてございます。その一環としまして、市内の専門学校テクノスカレッジと協力しまして記念グッズを作製いたしました。ご活用いただければ幸いです。

事務連絡は以上でございます。

それでは、委員委嘱、会長選出が終了するまでの間、司会進行を福祉保健部長の中谷よりさせていただきます。

(福祉保健部長) 皆さん、おはようございます。小金井市の福祉保健部長をしております中谷と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、開会ということになりますが、私、4月から福祉保健部長を拝命いたしまして、およそ半年ほどたちました。今日は、運営協議会に当たりまして基調講演もご用意しているような形になります。高齢者を取り巻く状況というのはなかなか、日々厳しいものがあるなというふうな感想をこの半

年で持ったところでございますが、ぜひ、委員の先生方、皆様におかれましては、本市の介護保険の運営につきまして少しでもよりよい運営となりますようご協力をいただきたいということをまず、お話をさせていただきたいと思っております。本日以降、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、ただいまより、平成30年度第2回介護保険運営協議会を開催させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。初めに、委嘱状の交付を行います。介護保険運営協議会規則第4条に基づき、本来でありましたら市長の西岡より委嘱するところでございますが、あいにく別の公務がございます。そのため、本日は、副市長の小泉より一言ご挨拶をいただいた後、委嘱状の交付をさせていただきたいと存じます。

(副市長) 皆様、こんにちは。副市長の小泉でございます。

本日は大変お忙しい中、小金井市介護保険運営協議会にご出席いただきましてまことにありがとうございます。

小金井市の福祉と健康に関する施策の大綱であります「誰もが安心して暮らせる思いやりのあるまち」の実現に向けまして、高齢福祉分野に係る計画としまして、介護保険・高齢者保健福祉総合事業計画が位置づけられております。この計画も本年4月に平成30年度から3カ年の第7期事業計画として始まったところです。

いわゆる団塊の世代の方々が75歳以上となる2025年を見据え、高齢者の方が、住みなれた地域で能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確立される体制を整える、いわゆる地域包括ケアシステムを構築すべく、着実にその取り組みを進める必要があります、事業計画が果たす役割は非常に重要であるというふうに認識しております。そして、この事業計画を進めるに当たりましては、今いらっしゃる介護保険運営協議会におけるさまざまな協議や議論が必要不可欠であるというふうに認識しております。

これから委嘱状を交付させていただきますが、任期につきましては、平成30年10月1日から3年間で、その間、第7期の事業計画の進捗管理を図りながら、その次の第8期の事業計画の策定に向けて協議を進めていただくということになります。長い期間となりますが、委員の皆様におかれましては、これまでに培った知識や経験など、それぞれの視点からご意見をいただ

きまして、より一層充実した協議会となりますようご協力いただければ幸いです。事務局一同、しっかりと取り組んでまいりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。

(福祉保健部長) ありがとうございます。

それでは、次に委嘱状の交付を行います。委員名簿順に委員のお名前を申し上げますので、ご足労ですが、前のほうにお進みをお願いしたいと思います。なお、桶本委員におかれましては、こちらの着座にて委嘱状の交付をさせていただきますので、ご了解を賜りたいと思います。

(各委員へ委嘱状交付)

(福祉保健部長) 以上で委嘱状の交付を終了いたします。

この後、副市長は別の公務がございますので、退席させていただきたいと存じます。どうぞご了解いただきたいと思います。

(副市長退席)

(福祉保健部長) 続きまして、本日が新たな任期での初めての全体会となりますので、委員の皆様から自己紹介をしていただければと思います。

それでは、大変申しわけございません。市川委員から順にお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

(市川委員) ルーテル学院大学の市川でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

(村上委員) おはようございます。多摩府中保健所の保健対策課長、村上と申します。よろしくお願いいたします。

(新井委員) おはようございます。公募市民ということで第2号被保険者代表です。新井と申します。よろしくお願い致します。

(酒井委員) おはようございます。酒井と申します。よろしくお願い致します。

(齋藤委員) 医師会で地域包括ケア担当理事をしております齋藤といいます。どうぞよろしくお願い致します。

(大西委員) 薬剤師会の大西と申します。介護保険ということで、ちょうど消費税が3%導入された時点に始まって、したがって、随分昔のことなので、18年経つのでしょうか。それ以来、東京都のあちこちで介護保険事業に力を入れておやりになっています。小金井では、小金井市医師会の齋藤先生が

地域包括ケアシステムの座長としてご活躍されています。あちこちでやられて、小金井市も大分進んでいるのではないかなと思います。いろいろ勉強させていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

(橋詰委員) 歯科医師会から来ました橋詰でございます。現在、地域医療を担当しております。どうぞよろしく願いします。

(井上委員) 第1号被保険者代表の井上でございます。本業は社会保険労務士をやっているのですが、父の介護をしたことによってボランティア活動に力を入れていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

(伊藤委員) 介護予防利用者の伊藤でございます。よろしく願いします。

(鈴木委員) 桜町高齢者在宅サービスセンターの鈴木と申します。よろしく願いいたします。

(小木曾委員) 介護サービス利用者の家族ということで参りました小木曾と申します。利用者の立場から何か物申せることはないかなと思って参加させていただきました。

(益田委員) 小金井市けやき通り商店会というところで商店会長をさせていただいております益田でございます。介護保険に関しては、まったくの素人でございますので、空気の読めない意見や質問をするかもしれませんけれども、その辺はよろしくご容赦ください。

(森田委員) また明日デイホームの森田と申します。どうぞよろしく願いいたします。

(佐野委員) 老人保健施設小金井あんず苑に併設されております、あんずホームヘルプサービス小金井という訪問介護の事業所の管理者をしております佐野と申します。どうぞよろしく願いいたします。

(清水委員) 清水です。よろしく願いします。

(亙理委員) 亙理と申します。社会福祉協議会から出ております。よろしく願いいたします。

(桶本委員) 桶本でございますけれども、介護予防で今2カ所、デイサービスにお邪魔しているのですが、というのも2年前に転んで骨折しまして、それでデイサービスでリハビリを兼ねてやっておりますけれども、なかなか上達しないので、いまだに車椅子、そういう状態が続いているんですけれども、

今後とも頑張っていきたいと思っておりますけど、なかなかそうは簡単にいかないみたいで。どうぞよろしくお願いいたします。

(福祉保健部長) どうもありがとうございました。続きまして、事務局職員を紹介させていただきます。

(介護福祉課長) 介護福祉課長の高橋と申します。よろしくお願いいたします。

(介護保険係長) 介護保険係長の宮奈と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

(高齢福祉担当課長) 高齢福祉担当課長の鈴木と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

(高齢福祉係長) 高齢福祉係長の笹栗と申します。よろしくお願いいたします。

(認定係長) 認定係長の中元と申します。よろしくお願いいたします。

(事務局) 介護福祉課の松下と申します。よろしくお願いいたします。

(事務局) 同じく介護福祉課の澤島と申します。よろしくお願いいたします。

(事務局) 同じく芹澤と申します。よろしくお願いいたします。

(福祉保健部長) 以上が事務局でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、次第の3番のほうに移らせていただきます。会長の選出についてでございます。会長の選出につきましては、介護保険運営協議会規則第6条第2項の規定に基づき、委員の互選により定めることとなっております。

選出方法についていかがいたしましょうか。どなたか、選出方法についてご意見がありましたらよろしくお願いいたします。

(井上委員) 指名推薦でお願いできればと思います。

(福祉保健部長) ただいま、選出方法について指名推薦によるのご意見がございましたが、指名推薦により決定することでご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

(福祉保健部長) ご異議なしと認め、指名推薦で行うことといたします。どなたか、ご推薦いただけますでしょうか。

(亘理委員) 前期も会長を務めていただきました市川委員を推薦いたします。

(福祉保健部長) ただいま市川委員を会長にとのご推薦がございましたが、

市川委員を会長に選出することにつきまして、ご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

(福祉保健部長) ご異議なしと認めます。それでは、会長を市川委員にお願いするという事にいたします。

ここで、会長になりました市川会長から一言ご挨拶をお願いいたします。

(会長) 選んでいただきましてありがとうございます。

今、介護保険はほんとうに難しいといえますか、そもそも高齢者福祉や福祉自体が難しい時代になって、それをこの委員会で討議することの意味がとても大きいと思っています。東京都をはじめ、私、幾つものところの委員長をやっておりますが、ずっと見てみますと、やはりそれぞれの地域の持ち味、小金井は小金井版の介護保険、共通項がありますけれども、細目においてはそこを詰めていかなきゃいけないだろうというふうに思っているところがございます。皆様のご意見を積極的に受け入れながら、可能なことは可能、難しいことは難しいということを含めながら議論できればと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

(福祉保健部長) よろしくお願ひします。それでは、市川会長におかれましては、会長席のほうにご移動をお願いいたします。

これより、進行を会長と交代いたします。それでは、市川会長、よろしくお願いいたします。

(会長) これからの進行は私のほうで行います。ご協力をよろしくお願いいたします。それでは、次に、副会長の選任をする必要がございます。副会長の選出方法についていかがいたしましょうか。どなたか、選出方法についてご意見がありましたらおっしゃってください。

(井上委員) 指名推薦でお願いしたいと思います。

(会長) 今、指名推薦ということがありましたけど、このことをご了解いただけますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

(会長) では、異議なしということで、指名推薦で行うこととします。どなたか、推薦者はいますでしょうか。

(亘理委員) 前期も副会長を務めていただきました酒井委員を推薦いたしま



す。

(会長) ただいま酒井委員が推薦されましたが、皆さん、異議ありますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

(会長) 異議ありません。では、副会長の酒井委員より一言挨拶をお願いします。

(酒井委員) どうもありがとうございます。前回に引き続いてということなのですが、私としても、市川会長をフォローしながら、委員の皆様が自分の思いを発言できると、そのような環境をつくりながら運営をしていきたいと思っております。今後ともよろしく申し上げます。

(会長) ありがとうございます。次に、会議録の記録方法と公開について、事務局、お願いします。

(介護保険係長) 介護保険係長でございます。会議録の関係でございますけれども、会議録につきましては、介護保険運営協議会規則第9条におきまして、会議録を作成し、これを保存しなければならない。とされてございます。

また、市民参加条例施行規則によりまして、会議録作成の基本方針として3つの作成方法を挙げてございます。この作成方法につきまして、会議にお諮りさせていただいて決めていただくということになってございます。その3つの作成方法でございますけれども、1つ目が全文記録でございます。こちらは発言者のお名前と発言内容を全て記録するという方法でございます。次に、2つ目が発言者ごとの要点記録ということで、発言者のお名前は載せまして、その内容につきましては要点で載せるというような記録方法でございます。3つ目が会議内容の要点記録ということで、会議全体を要点で記録するという記録方法でございます。こちらの3つの記録方法の中から今任期中の会議録の記録方法について決めていただくという形になります。

ちなみに、これまでの介護保険運営協議会におきましては、全文記録という形で作成しまして公開しているところでございます。以上でございます。

(会長) この記録のとり方についてご意見、ご質問あるでしょうか。全文記録として公開するというところでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

(会長) それでは、異議なしということで、全文記録として公開するという

ことにさせていただきます。

(会長) 次に、この名簿を見ていただきたいのですが、皆様の専門委員会への所属の関係を少し確定したいと思っています。本来はこの全体会において指名するところですけど、10月18日に包括支援センターに関する専門委員会が開催されたということもございますので、ここに書かれているように専門委員会に所属していただくと。そして今後、新たに専門委員会を設置する場合には全体会にて説明させていただきますが、このとおりで進めさせていただいてよろしいでしょうか。その確認でございますが、異議がある方、いらっしゃいますか。

(「異議なし」の声あり)

(会長) では、異議なしということでお願いします。次に、議題に入る前に、事務局、お願いします。

(介護福祉課長) 介護福祉課長です。今回、新たな委員の方もいらっしゃいますので、高齢者を取り巻く現状や今後の人口減少社会をどう乗り切っていくかなどについて認識を共有していただけますよう、ルーテル学院大学学長でいらっしゃいます市川会長より、介護保険制度の動向と検討課題と題しましてご講演をいただきます。では、よろしくお願いいたします。

(講 演)

(会長) それでは、次第に沿って進めていきます。次に、議題1第7期介護保険・高齢者保健福祉総合事業計画について、事務局より資料説明をお願いします。

(介護福祉課長) 介護福祉課長でございます。それでは、皆様のお手元にある厚い冊子、第2期小金井市保健福祉総合計画の193ページから305ページまで、第7期小金井市介護保険・高齢者保健福祉総合事業計画になります。資料1はその概要をまとめたものとなっております。資料1をご覧くださいながら、前期から引き続きの委員の皆様は復習ということで、新しい委員の方は、大体のところですけども、このような計画を昨年度立てて今年度から始動しているということでご説明を再度いたしたいと思っております。

まず第1章、計画策定の背景と目的でございます。計画書は193ページから195ページの部分となります。高齢化に対応すべく、いわゆる団塊の世代が75歳以上となる2025年までに、段階的に介護・医療・住まい・

生活支援が一体的に提供されるまちぐるみの支え合いの仕組みづくり、先ほども先生からご説明いただきました地域包括ケアシステムの強化充実が必要となっています。

本事業計画は、高齢者の方が年齢や状態にかかわらず、住みなれた地域で安心して生活が続けられるよう、自助、互助、共助、公助に基づく役割分担と社会資源の活用を踏まえながら、さまざまな個別事業や取り組みを体系化したものとなっています。

次に、第2章の市の現状と課題ですが、計画書の196ページから230ページになります。市の現状と課題については、統計資料やアンケート調査で分析するとともに、前期計画の評価も一定行いながらまとめてまいりました。主な点については、記載のとおりとなっております。

次に、第3章、計画の理念と視点ですが、計画書の231ページから233ページになります。事業計画の体系としましては、計画における基本理念と視点、そして基本施策があり、そのもとに個別の事業が組み込まれる形となります。

基本理念については、本事業計画の継続性や上位計画の小金井市の第4次小金井市基本構想後期基本計画並びに地域福祉計画や関連計画との整合性を勘案して、第6期事業計画と同様のものとなっております、3つの基本理念となっています。

視点については、法律や第7期介護保険事業計画に関するガイドライン、これは国の基本指針です。また、各種制度の動向等を勘案し、地域包括ケアシステムの推進と介護保険制度の健全な運営の2点としています。

第4章です。計画書の234ページから263ページになります。市の現状を踏まえ、生きがいのある充実した生活の支援、地域で自立して暮らし続ける仕組みづくり、地域の支えあいの輪の拡充、介護保険事業の推進の4つの基本目標を掲げ、施策を展開しています。

基本目標1から3までの施策の体系図としまして、234ページから237ページに示しています。また、具体的な事業については238ページから263ページに記載されております。

次に、第5章、介護保険事業の推進となります。計画書264ページから330ページになります。計画書264ページをあわせてご覧ください。第

1 節の計画の考え方についてです。264 ページです。今回の第7期介護保険事業計画は、介護保険者機能の強化による介護保険制度の持続可能性の確保を目標に掲げています。簡単に言えば介護保険制度を破綻させないということです。

目標の推進に当たりましては、(1)の日常生活圏域ごとの事業推進について、(2)の自立支援・介護予防・重度化防止の取り組みの推進について、(3)の総合事業の推進について、(4)の介護給付の適正化の推進について、(5)の適切な給付見込み・介護基盤の整備についての5つの視点を掲げています。

269 ページをご覧ください。第2節、自立支援・介護予防・重度化防止に関する取り組みおよび目標設定についてです。重点的、具体的な取り組み及び目標については、本市のこれまでの施策や特徴を踏まえ、①の介護予防体操「さくら体操」の参加充実について、②の地域の居場所づくりの実施について、③の総合事業の推進について、次のページです、④の住民主体の活動の推進についての4点を掲げ、それぞれに「取り組み」「目標」を設定しております。

271 ページをご覧ください。評価指標・成果の検証についてです。重点的取り組みや各種取り組みを踏まえ、自立支援・介護予防・重度化防止の成果を示す基本評価指標として、①社会参加の促進、②要介護度の維持・改善、③65歳健康寿命の延伸についての3点を掲げています。

①社会参加の促進については、アンケート調査において、地域の中で自宅以外に定期的に顔を出したり、仲間たちで集まる「居場所がある」と答えた方のパーセンテージです。平成25年度に調査した時点よりも平成27年の調査において低下している傾向にありましたので、次回、アンケートをとる際には平成25年度を上回ることを目標とし、居場所づくり、通いの場の創出の成果指標といたしました。先ほど先生からもサロンというお話をいただいております。

②要介護度の維持・改善については、総合事業実施時において、要支援者の状態像を全件調査した結果、改善の見込める方は8割となりました。この結果を踏まえ、要支援状態の維持・改善が図られた方の割合について90%台を維持していくことを目標とし、予防ケアプラン、総合事業のサービスの指標といたしました。

③ 65歳健康寿命の延伸については、東京都保健所長会が示している、65歳の方が何らかの障害のために日常生活動作が制限されるまでの平均年齢である「65歳健康寿命」をこれまで以上に延ばすこととしています。今、272ページになっています。介護を受けることなく、健康な生活を送る期間を延ばすことを目標とすることで、自立支援・介護予防の成果の指標といたしました。

成果の検証については、今後、本協議会においてお示しし、ご協議いただく予定となっております。

273ページ、介護給付等に要する費用の適正化への取り組みおよび目標設定でございます。273ページ、274ページに記載している①から⑥までの6項目については、あらかじめ国より示されているものであります。それぞれの取り組みについては、本市においても従前から実施しておりますが、今年度以降も効果的に実施していけるよう工夫してまいります。

成果の検証については、先ほどと同様、今後、本協議会において結果をお示しし、ご協議いただく予定です。

第4節から第6節については、介護保険料基準額の設定までのプロセスを項目ごとに示し、算出したものになり、275ページから293ページに記載してあります。

294ページをご覧ください。第1号被保険者の介護保険料について示してあります。介護保険料設定の考え方については、294ページ、295ページの(1)から(7)までの点を踏まえ、設定していきます。第7期の特徴としては、65歳以上の高齢者で負担すべき割合が22%から23%へ引き上げられたことです。これは国全体の65歳未満の方と65歳以上の方の人数比により、負担が等しくなるよう定められており、3年ごとに徐々に65歳以上の方の負担割合というのが1%ずつ上がってきているという状況になっております。

298ページをご覧ください。保険料基準額の算出についてです。表の中ほどにある、保険料基準額月額（基金投入前）の合計欄の月額金額5,824円が基準額として算出されました。そこへ介護給付費準備基金を4億3,000万、これは今まで余ってきた貯金となります、これを4億3,000万充当し、充当後の保険料基準額については、表の右下の記載のとおり、5,400

円と算出され、現在では、この金額をもとに介護保険料を市民の皆様にご負担いただいております。

300ページをご覧ください。平成37年度、先ほど来お話に出ています2025年の介護保険料基準額については、今のままの制度で行った場合、現時点における推測としては、介護保険料の基準額は7,600円と推計されるということです。

第8節となります。301ページから303ページ、介護保険制度を円滑に運営するための方策についてです。制度運営における包括的な方策として、資料に記載の6点を掲げております。

最後に、第6章、計画の推進ですが、計画書の304ページ、305ページになります。第7期介護保険・高齢者保健福祉総合事業計画全体における計画の推進として、本協議会での協議による推進について、関係機関等との連携協力について、国や都への働きかけについての3点を基本に推進してまいります。また、計画の評価については、PDCAサイクルに基づき、評価をしていくこととしていきます。大変簡単ですが、説明は以上です。

(会長) ありがとうございます。では、ご質問、ご意見ある方。お願いします。

(桶本委員) 介護予防を受けています桶本でございます。現在、きた地域の本町高齢者在宅サービスセンターでデイサービスを受けているのですが、この地域では、きた地域包括支援センターと本町高齢者在宅サービスセンターが中心になって、けやき通り商店会の会長やそれからまちのカフェの店主などで安心・ささえ愛を持っていただけるネットワークをつくっています。市民の暮らしを守り、生まれてから人生を終えるまで安全で安心した在宅生活ができることを目的に、支え合いのまちづくりをめざすネットワークです。このネットワークには、認知症高齢者の対策として、見守り愛の普及啓発活動に取り組んでおります。また、商業者と福祉専門職などでタッグを組み、市民の暮らしのニーズ、防犯・防災、移動手段、買い物など、家の何かに対して手助けをしています。みんなで定期的に集まり、協議をし、できることを模索しているところです。

業種の垣根を越えてこのような活発な意見交換をすること自体、かなり先進的な取り組みで、暮らしを肌で感じる理解、自分のためにできることを探

し、お互いに協力し合って暮らし、ニーズを満たすことができれば、それはまちのコミュニケーションを形成するきっかけになるかと考えています。

まちぐるみでお互いに助け合うというので、私は、この活動を通して地域社会、福祉のあり方を見直せればと考えております。目から鱗と感じる大変貴重な経験とさせていただいております。

(会長) ありがとうございます。今のは、質問というよりも、そういう活動をしているということのご報告をしてくださったと思います。どうも、ご報告ありがとうございました。

それぞれのご意見があると思いますけれども、では、次の介護保険事業の現状について、事務局よりお願いします。

(介護福祉課長) それでは、介護保険の現状についてというところでご報告申し上げます。冒頭、副市長からの挨拶にありましたように、第7期介護保険・高齢者保健福祉総合事業計画が、本年4月から開始し、半年が経過しております。今後、計画の進捗確認を行っていく上で、計画値と実績値の乖離がどの程度発生しているかを分析することが重要になっていきます。

今回は、資料2に記載のとおり、介護保険事業において大きな要素である高齢者数、認定者数、介護給付、総合事業の4点について、30年度上半期の実績と計画の比較についてご報告いたします。

それでは、資料2をご覧くださいながらご説明申し上げたいと思います。1ページをご覧ください。まず、高齢者数についてです。計画書の197ページに記載されています。資料のグラフに記載のとおり、右側が計画値、左側が実績値となっています。棒グラフは第1号被保険者の人数、折れ線グラフは高齢化率を示しています。現状は203人、計画値を下回っております。おおむね計画どおりですが、被保険者の方が少なくなるということは介護保険料をお支払いいただく方が少なくなるということですので、保険料への影響もありますので、今後も数については注視していきたいと思います。

ちなみに9月末の介護保険料、予算額に対して調定額と申します。調定額というのは、全員、全てお支払いいただければこれだけ入ってくるという金額になります。これは予算に対して102.06%でした。収入率は今のところ46.23%。あと半年かけて収入率がほぼ100%近く上がってくるということになります。

次に、認定者数についてです。計画書の199ページに記載されています。資料のグラフに記載のとおり、右側が計画値、左側が実績値となっています。棒グラフは認定者の人数、折れ線グラフは認定率を示しています。現状は、認定者の数は18人、計画値を下回っておりますが、認定率で見ますと0.1%上回っています。おおむね計画どおりですが、自立支援・介護予防等の観点から、各種取り組みを通じて認定率をできる限り抑えていく必要があると考えております。

2ページをご覧ください。上の帯グラフは、第1号被保険者数に占める認定者の介護度別割合を示したものです。上が実績値、下が計画値となっております。おおむね計画どおりですが、要介護2の方の出現率が計画値3%に対し、実績値3.2%と0.2%高くなっています。

参考に、下の帯グラフは第1号被保険者数の年齢別割合を示したものです。真ん中の帯グラフが計画値、下の帯グラフが実績値となっています。85歳以上の方の割合が高くなっております。要介護2の方の増加は年齢割合にも影響を受けているのではないかと分析したところでございます。

次に、介護給付です。3ページをご覧ください。計画書は276ページから293ページに記載されているものとなっております。資料のグラフに記載のとおり、左側のグラフは介護サービス全体の給付費で、右側のグラフは介護予防サービス全体の給付費です。いずれのグラフも、左側が実績値で、右側が計画値になります。また、上半期の現状ということで、計画値については年間給付費を2で割った値としております。

まず、左側のグラフの介護サービスですが、実績値が32億6,848万5,000円で、執行率は48.2%となっております。右側のグラフの介護予防サービスについては、実績値が1億371万2,000円で、執行率は45%となっております。両方を合わせた結果、現状での執行率は48.1%となり、おおむね計画どおりに推移しています。サービス給付費は、10月以降には利用者負担3割の導入への影響も出てまいります。引き続き注視してまいります。

4ページをご覧ください。介護予防・日常生活支援総合事業、いわゆる総合事業のサービス給付費になります。実績値は1億3,680万1,000円で、執行率は47%となっております。こちらもおおむね計画どおりに推移し



ています。

各サービスの詳細については、5ページから7ページに記載しています。

8ページをご覧ください。次に、総合事業です。計画書は269ページ、270ページに記載されております。資料のグラフに記載のとおり、左側のグラフは訪問型サービス利用者の割合で、右側のグラフは通所型サービス利用者の割合です。いずれのグラフも、左側の棒グラフが実績値、右側の棒グラフが計画値になり、それぞれ市基準と国基準のサービスを利用している方の割合を示しています。

国基準とは、従来の介護予防の訪問介護や通所介護の基準でのサービス、市基準とは、従来の訪問介護、通所介護の基準よりも緩和した基準の市独自のサービスとなります。自立支援・介護予防・重度化防止に関する取り組みの重点的な取り組みとして総合事業の推進を掲げており、その目標に市基準利用の促進を図ることとしています。いずれのサービスも、市基準割合が国基準割合を大きく上回っております。引き続き環境整備を進めながら、市基準利用の促進を図っていきます。

半期につきましての説明は以上となります。

(会長) 今までの何か質問、ご意見あるでしょうか。どうぞ。

(井上委員) 委員の井上ですけれども、この現状の中の3ページと4ページですけれども、特に、3ページの右側の介護予防サービスが執行率45%、それから4ページの介護予防・日常生活支援総合事業が47%、これでおおむね計画どおりということですが、これは年度で見れば100%の執行率になるというぐあいにお考えですか。

(会長) どうぞ。

(介護保険係長) 介護保険係長でございます。委員のおっしゃるとおり、半期で47%ということで、計画上はこれを倍にするというような形で見えております。ですので、それほど乖離がないというような形で想定しております。

(井上委員) 介護サービスについても、ある程度、実績ということで、それが減るということはいいことなのかもしれないですけれども、予防のところはやはりもうちょっと力を入れるということですから、ぜひこれは100%達成していただくのがいいのではないかな、こういう具合に考えていますの

で、ちょっとその辺のところをご検討いただければと。

(会長) ありがとうございます。いかがでしょうか。どうぞ。

(村上委員) 村上です。2ページの上のグラフですけれども、少し示し方がもしかしたら違っているのかなという感じもしまして、パーセントではないのかなと。これ、全部足しても20%ぐらいにしかならないので、何か数値を、100%のグラフだと思うので、ちょっとデータを確認いただけたらと思います。

(会長) どうでしょうか。

(介護福祉課長) 介護福祉課長です。介護度別割合のほうは、これは分母が第1号被保険者で、分子が例えば要支援1の方、要支援2の方というふうに見てまいりますので、全部を足すと20%程度になると思うのですが、それは要介護認定を受けている方の割合となると。その中の内訳がこのようなパーセンテージになっているというふうに見ていただけると。

(村上委員) わかりました。そうでしたら、何か別の示し方のほうが、誤解がないかもしれません。

(介護福祉課長) そうですね。この表記の仕方がわかりづらかったと思います。ありがとうございます。

(会長) ほか、いかがでしょうか。どうぞ。

(齋藤委員) 齋藤ですが、3ページ、先ほど井上さんのご質問にあった執行率という言葉の意味ですけど、9月までの半期ということですよ。9月までの請求に対して支払ったものが全部出ているということですか。医療費なんかでいうと2カ月おくれで支払いになるので、保険の執行率というのは、半期だともものすごく低くなっちゃうのが普通ですけれども、介護保険の場合はいかがでしょうか。9月までの支払いも全てこの実績値に入っているということでしょうか。

(介護福祉課長) 入っております。支払っております。

(会長) そういう結論が出ましたが。どうぞ。

(小木曾委員) 小木曾ですが、基本的な質問ですけど、年度会計で、それから医療費は月遅れの請求になるから、例えば4月に支払うものは3月分以前年度だから、この当該年度の支払いが生じるのは5月以降じゃないかという素朴な疑問。そうすると、実際よりも遅れてその年度分の支払いが生じてく

るのだと仮に仮定すれば、48.2%の執行率というのは実は結構高いものなのかという素朴な疑問が出てくるけど、そういう切り方でないのであれば、要するに数値の読み方が、どこまでの、会計年度に沿って出された数字であれば、半期でこの数字というのは実は結構いっているということだろうし、そうではなくて別の数字を用いていますということでしたら、おおむね半分ですわねという話での素朴な疑問だったと思うので、今、委員の話を聞いて私も、ああ、なるほどと思ったのですが、どういう数字をとっていらっしゃるのでしょうかという質問です。

(介護保険係長) 介護保険係長でございます。実績値と計画値いずれも、委員おっしゃっていたとおり、8月審査分を9月実績というふうに想定しておりまして、いわゆるおっしゃっていただいたタイムラグがあるのは実績値も見えていますし、計画値もそのような形で設定しているということで、ずれは基本的には計画と実績値には生じていないというような想定でございます。

(会長) その数値の捉え方ですね。そのことをちょっと確認しておいていただくほうがいいと思います。ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(齋藤委員) 齋藤ですが、こういったグラフ、実績値と計画値を比較することはそれなりに意味があるのかもしれないですが、現状を知るためには昨年との比較というほうが何かわかりやすいような気がしますが、いかがでしょうか。

(会長) どうぞ。

(介護福祉課長) 介護福祉課長です。また次回のときに、その時点でのものをお出ししようと思っておりますので、参考値として昨年の分をお出しいたします。今回は、どれだけ財政を押ししているようなことになっているか、計画どおり進んでいるかということで、その辺を主眼につくりました。

(会長) ありがとうございます。今のご意見もそうなので、随時ご報告していただければよろしいのではないのでしょうか。ほか、いかがでしょうか。どうぞ。

(新井委員) 新井です。この厚い冊子の292ページに、本計画期間中の施設整備計画というのがあって、平成30年から平成32年にどんな施設をつくるかという計画があるのですが、今のところ、決まっていた特養を1個つくる以外は何もありませんけれども、ほかに施設の整備計画というところは

あるのでしょうか。あれば教えていただきたいと思います。

(会長) どうぞ。

(介護福祉課長) 介護福祉課長です。施設を整備すると、先ほど先生のお話にもありましたように、介護費用というのは大きく増加することになります。ですので、計画に従って整備をするように、このように計画をしているわけです。今回は、この3年間では特養を1つつくるという計画でご承認いただいたところで、もし整備計画をつくとすれば、第8期の計画になると思われます。今のところは整備計画というのはこれだけでございます。

(会長) ありがとうございます。第7期で私たちが決めた数値になりますので、それに基づいて実行していただくということになります。

(酒井委員) 酒井です。今のお答えだと、事業者が小金井市に新しく参入を検討しているとかいうときに、ここで計画に載っていないから門前払いという感覚でしょうか。この計画が全ての要件を満たしているわけではないわけで、つまり、ここに出てこないというのは、一つには、例えば、予定される事業者が存在しないとか、なかなかまだ入ってきてくれないとかそういうことがあるから、逆に、待ち望む事業をやりたいという事業が出てくれば、この計画値には入っていないけれども、ちょっと検討していこうとか、結果としては第8期の頭に出てくるかもしれないけれども、そういう柔軟度というのは当然持ち合わせていらっしゃいますよね。

(会長) どうぞ。

(介護福祉課長) 介護福祉課長です。今、酒井委員がおっしゃったように、柔軟性ということですがけれども、まず財政を押さないということが条件になります。それから、一番右側に、第7期終了時点というところで大体その施設におけるキャパシティーがありますけれども、事業者の増に関していえば、介護業界は今すごく動きが大きくて、今まであったところが指定を廃止したり、新しくやりたいと言っておられる方もいらっしゃいます。最終的には介護保険財政を押さない形で、一番右側の表に近いような形になるように事業者の開設の相談には乗りたいと思っております。

(会長) わかりました。ちょっとこの施設に関してはかなり慎重にならざるを得ないでしょうね。というのは何かというと、かなり介護保険財政が厳しい点や、それから介護人材が集まるかということとか、どれだけの支出にな

るかということ、各自治体が結構困りながらも、一応の選定をしています。ですから、そういう中で数値が出てきて、これをまず目標としよう。これでも大変ですよ、介護職員が集まらなかったというような議論も出てきますので。今、人材が足りないですからね。そういうところを今、大分苦労しながら進めていくということで、その点をご理解いただければと思います。

ほか、いかがでしょうか。どうぞ。

(酒井委員) 1点だけ。ちょっとこれとは直接関係ないのですが、先ほど市川先生のお話になった8050、つまり高齢者と自立できない若者というか、中年ですけどね、ちょっとそれとの関連で、小金井市内において高齢者の顕在化しているような虐待の事例とか、さらには自立できない、例えば障害を持っている若者、中高年と親との関係でちょっとトラブルっているケースとか、そういう事例というのは具体的にはありますか。その辺もちょっとあればお願いします。

(高齢福祉担当課長) 高齢福祉担当課長です。市内での状況ということでございますけれども、やはり件数自体は増えてきているというような実態があらうかと思えます。複雑な事情を抱えたご家庭だとか、老老介護の問題であるとか、各地域包括支援センターにおきましても対応に苦慮しているというようなところもございますので、そのあたりにつきましては、市の職員も一緒に連携させていただいて、適切に対応していきたいと考えているところでございます。

(会長) この部分に関しては、それを1つのテーマとして議論すべきことだと思います。特に、この262ページ、263ページに、高齢者虐待防止対策の推進、権利擁護事業の推進ということが書かれておりますから、この部分で具体的にどうしていくか、介護福祉課になっていますから、高齢の方を虐待していらっしゃる方、その本人も、自分が望んでいなくてこういう実態になるということも多々あるし、逆に、虐待していた方のその後のフォローもすごく大事で、これはこのテーマとして少しきちっと捉えたほうがいいと思うし、また一方、生活困窮者自立支援、そことの連携をどうしていくかもご議論いただくということにしたほうがよろしいかと思えます。地域包括支援センターも結構悩んでいますよ。ここは虐待なのか、放棄なのか、いろいろな中でやっぱり身の危険もあるというのは実際あるので、そういうこと

も含めてどうチームで対応するかということを経後の検討課題とするということに、少し明記していただいたほういいかというふうに思います。よろしいですか。

(酒井委員) はい。

(会長) では、以上で本日の議題は終了いたしました。その他、事務局よりお願いします。

(介護保険係長) 介護保険係長でございます。何点か、情報提供をさせていただきますと思います。皆様の机の上にチラシを2種類置かせていただきました。まず1つが、少しピンク色のチラシになりまして、介護みらいフェス2018というものでございます。11月17日の土曜日、午前10時から午後3時までということで、小金井宮地楽器ホール1階でイベントが行われるというものでございます。日本一カッコイイ介護福祉士による講演ということで、趣向を凝らした内容や展示等もございますので、足を運んでいただければ幸いです。

続きまして、2点目でございます。もう1枚のチラシで、介護予防でつながるひろがる大交流会という、ちょっと黄色いチラシでございます。12月10日の月曜日、午後1時半から5時ということで、小金井市のご当地体操のさくら体操ですとか、基調講演等もあるイベントでございます。こちら、もしよろしければ足を運んでいただければと思います。

(高齢福祉担当課長) 高齢福祉担当課長です。市のほうで行っております介護支援ボランティアポイント事業についてでございます。こちらの事業につきましては、65歳以上の元気な高齢者の方を対象といたしまして、ご登録をいただいております市内の介護事業所でボランティアをした分だけ、商工会のほうで発行しておりますさくらポイントのほうに交換できる仕組みになってございます。これによりボランティアを通した高齢者の介護予防と事業者の負担軽減を図ることを目標としているものでございます。

本年9月末現在で245人の方にご登録をいただいております。市内30カ所の登録事業所でボランティア活動をすることができるということになっております。このたび、当事業におきまして、市民の皆様から事業の愛称を募集することとなりました。11月1日号の市報にも掲載されることになっておりますが、11月末まで商工会のほうで応募を受け付けております。

委員の皆様におかれましては、事業の周知も含めましてご協力を賜ればというふうに考えております。以上でございます。

(介護保険係長) 介護保険係長です。最後に、次回の会議の日程の関係でございます。少し先になりますけれども、おおむね来年2月から3月を予定しているところでございます。また決まり次第、追ってご連絡させていただきたいと思っております。以上です。

(会長) では、これもちまして会議を終わります。どうもありがとうございました。

閉 会 11時55分